

住宅再建支援制度に関する今までの検討状況

平成16年1月

兵庫県被災者住宅再建支援制度調査会

1 制度の必要性

(1) 住宅再建支援制度の必要性

【今までの検討状況】

- ・ 自然災害で住宅に大きな被害を受けた被災者が、自立した生活の再建を図る上で、その生活の基盤となる住宅の再建は欠かせない要素である。

とりわけ、高齢社会下の大都市を直撃した阪神・淡路大震災では、自力再建力の弱い高齢者の多くが住宅の再建を断念し、住み慣れた地域を離れて新しい住環境への移行を余儀なくされたことで、体調を崩したり、閉じこもりがちになったり、さらには、助け合いや支え合いの場となるべきコミュニティの形成・維持に困難な状況が生じるなど、高齢者の生活を巡る様々な新しい課題が顕在化した。

こうした阪神・淡路大震災の経験を踏まえると、住宅再建支援制度は、自然災害からの復興を進める上の基本的な対策として必要であり、また、被災者の自立を促し、被災地域の再生を促進する施策として、社会的ベネフィットの観点からも不可欠である。

《関連データ》

【被災者の居住形態の変化】

(単位：世帯)

区分	震災前(実態)		震災後(希望)		差引(増減率)
		%		%	
公営住宅	3,515	9.5	25,401	68.3	+21,886(+622.6%)
民間賃貸住宅	16,737	45.0	1,065	2.9	-△15,672(△93.6%)
持家	10,221	27.5	6,077	16.3	-△4,144(△40.5%)
その他	998	2.7	801	2.2	-△197(△19.7%)
無回答	5,705	15.3	3,832	10.3	-△1,873(△32.8%)
計	37,176	100.0	37,176	100.0	

(注) 応急仮設住宅入居者調査(調査時期:平成8年2月~3月)

対象数:48,300戸

回答数:37,176世帯(有効回答数)

入居世帯の概要:世帯主が65歳以上 41.8%、総収入300万円未満 69.6%

【災害復興公営住宅の高齢者】

(平成14年12月現在)

区分	入居者数	うち65歳以上	高齢化率
県営	16,021	6,840	42.7%
市町営	26,840	11,089	41.3%
合計	42,861	17,929	41.8%

参考:全国高齢化率 17.3% (平成12年国勢調査)

【被災高齢者等の見守り対策・コミュニティ対策（主なもの）】

区分	主な対策
見守り対策	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り支援者の配置（平成15年度） <ul style="list-style-type: none"> ①高齢世帯世話付住宅生活援助員（L.S.A）115人 ②高齢世帯生活援助員（S.C.S）102人 ・ラジオによる被災高齢者等への語りかけ事業 ・夜間、休日「安心ほっとダイヤル」開設 ・緊急通報ペンドントの普及促進 ・「まちの保健室」及び「まちの保健室」キャラバン隊による訪問事業 ・保健師・栄養士による支援 ・いきいき仕事塾、巡回型いきいき仕事塾の開設
コミュニティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業 ・被災地域コミュニティプラザ設置運営費補助事業 ・復興住宅コミュニティプラザ活動支援事業

【阪神・淡路大震災における住宅再建支援策】

主な支援策	対象戸数等	支援額等
災害復興公営住宅建設費（1戸当たり約1500万円）	約25,000戸	約3,800億円
公営住宅家賃低減化対策（1戸当たり約320万円）	約25,000件	約 800億円
民間賃貸住宅家賃補助（1戸当たり最高210万円）	約37,000件	約 355億円
持ち家再建等支援	約58,000件	約 572億円
<ul style="list-style-type: none"> ・被災者住宅再建・購入利子補給 (1戸当たり最高約142万円) ・被災マンション建替支援利子補給 ・住宅債務償還（ダブルローン）対策 ・高齢者住宅再建支援補助 ・県・市町単独住宅融資利子補給 ・その他利子補給等 	35,281件 4,071件 2,080件 10,588件 4,202件 1,778件	約 365億円 約 56億円 約 21億円 約 48億円 約 24億円 約 58億円

（注1）民間賃貸住宅の家賃補助は、8年(10月)～11年3万円/月、12年度2万円/月、13～17年度は1万円/月

（注2）被災者住宅再建・購入利子補給は、住宅金融公庫で1,140万円（利子補給限度額）以上を2.5%、5年据置の場合

(2) 住宅所有者間の相互扶助制度の必要性

【今までの検討状況】

阪神・淡路大震災からの復興過程で、自助努力には限界があること、公的支援にも自ずと限界があること、その隙間を埋めるのは互いの助け合い（共助）であることを改めて認識した。

とりわけ、被災者の住宅再建については、「自助」の仕組みである地震保険が、多額の保険料負担等から加入率が上がらないなど、十分機能していないことや、今回創設される居住安定支援制度においては、支援対象が解体撤去費等の居住関係費に限定されており、建築費用に充てられないため、支給水準や支給対象からみて十分な再建の確保ができないことなどから、「自助」「公助」いずれにおいても、限界がある。

このため、これら「自助」「公助」の仕組みに加えて、住宅所有者が、災害時に住宅を再建するための費用に充てる資金を、平常時から寄せ合う「共助」の仕組みが必要である。

この「共助」の仕組みは、地震保険への加入のような経済活動ではなく、自らの住宅の再建はもとより、被害を被った者の住宅再建を多くの住宅所有者が相互に支援し合うという助け合いの精神に基づく仕組みである。

このことは、阪神・淡路大震災の教訓を、次代に伝える仕組みとしても重要な意義がある。この教訓を活かした制度を全国民で共有し、今後の災害に備えるため、全国制度として実現できるよう全国に向けて働きかけることは、被災地の責務とも言える。

その意味で、当面、兵庫県単独制度として「共助」の仕組みを検討することとする。

《関連データ》

【地震保険金額500万円を受け取る場合】

・1660円の火災保険に加入（附帯率30%）→ 保険金1660円×30%＝500円

・保険料（年額：神戸市の木造住宅で試算）

火災分(24,930円/年) + 地震分(10,560円/年) = 計 35,490円/年

【地震保険の加入率】（平成15年3月末）

区分	兵庫県	全国 (平均)	東京 (最高)	佐賀 (最低)
地震保険加入率	12.4%	16.4%	24.2%	5.3%

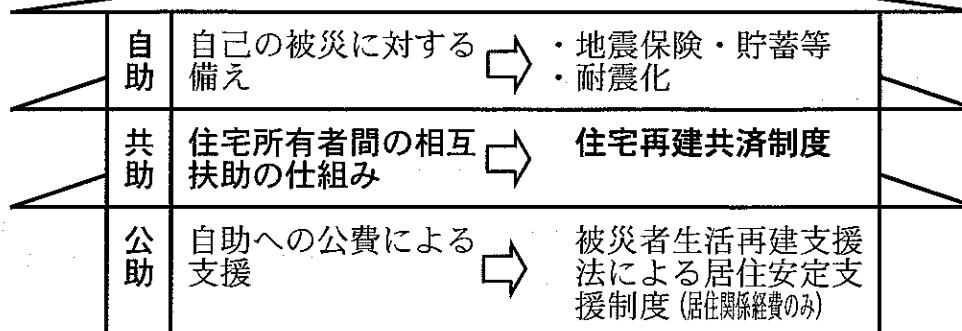
【地震保険と火災保険の関係】

区分	地震との因果関係	
	有り	無し
火災保険	不支給	支給
地震保険	支給※1、2	不支給

※1 地震保険の支給金額は、火災保険の30～50%

※2 地震発生日から10日を経過した後に生じた損害については、不支給

三位一体



2 制度成立の条件

(1) 限られた地域での制度成立の基礎的条件

【今までの検討状況】

「大数の法則」にのらないとされる地震等の自然災害を対象とした住宅再建共済制度を実施する場合、できるだけ広くリスクを分散することが望ましいが、今後100年間の被害想定により、被災のリスクについて住宅千戸当たりの被害戸数を全国と兵庫県とで比較すると、全国86戸に対し、兵庫県は89戸とほぼ同じである。このことは全国の縮図と言われる兵庫県の特徴とも言える。

従って、全国の住宅所有者についての共済制度が、リスク分散等の観点から成り立つとすれば、県単独でも制度化が可能であることが推知できる。

《関連データ》

【今後100年の全国の被害想定と兵庫県での被害想定】

区分	過去100年ベースの想定地震災害			住宅戸数 (千戸)	住宅千戸 当たり被 害戸数 (戸)
	全壊(戸)	半壊(戸)	全壊換算(戸)		
全国	3,632,169	2,165,347	4,353,951	50,246	86
兵庫県	136,769	181,381	197,229	2,214	89
北但馬 ('25)	2,638	1,263	3,059	—	—
阪神・淡路 ('95)	134,131	180,118	194,170	—	—
東京都 関東大震災 ('23)	2,550,290	428,822	2,693,230	5,670	474
福井県 ('48)	88,488	143,792	136,418	275	496
鳥取県 ('43, 00)	34,172	57,365	53,293	215	247
神奈川県 丹沢 ('24)	429,621	698,135	662,332	3,409	194
静岡県 北伊豆ほか2 ('30, 35, 74)	159,349	258,941	245,662	1,388	176
秋田県 秋田仙北ほか1 ('14, 83)	24,893	40,455	38,380	413	92
新潟県 ('64)	15,126	24,580	23,319	844	27
愛知県 東三河ほか1 ('45, 46)	32,771	53,253	50,522	2,681	18

(注) ※1 想定被害戸数は住宅等再建支援制度研究会（自然災害被災者支援促進協議会）の報告書(H12.1)の被害想定を用いた。但し、阪神・淡路大震災については、実被害数から今後の建替等に伴う耐震性の向上・防災対策の進捗を考慮し、実際の被害戸数より3割の減少を見込んだ。

※2 全壊換算 = 全壊 + 半壊 × 1/3

※3 住宅戸数は、平成10年度住宅・土地統計による（5年に1度の調査）

(2) 県単独制度を行うにあたってクリアすべき課題

① 仕組みへの公的バックアップ

【今までの検討状況】

- ・ 自然災害が、時に異常巨大となり、住宅所有者の相互扶助だけで対応できない場合も想定されることから、制度の安定的運営のためには、制度をバックアップする公的な関与が不可欠である。そして、このことは、加入者の制度に対する信頼を担保する意味でも重要な要素である。

従って、公費での担保力の限界も考慮しつつ、巨大災害発生時における、公的バックアップの方策を総合的に検討する必要がある。

② 県民合意の形成

【今までの検討状況】

- ・ 住宅所有者間の相互扶助の仕組みであることに鑑みると、住宅所有者全員の加入が理想であるが、その実現は現下の社会・経済情勢等厳しい客観情勢下では困難であると言わざるを得ない。

このため、出来る限り多くの住宅所有者に加入してもらうよう、この仕組みが県民の助け合いの精神に基づくものであることへの理解を求める努力を重ね、かつて県下で435万人署名を集めた「自然災害に対する国民的保障制度を求める兵庫県民会議」のノウハウ等を活かして、県民合意による制度として実現する方策等を検討する必要がある。

③ 市町の積極的関与

【今までの検討状況】

- ・ 県民総意の制度として実現するため、県民に身近な市町の積極的な取り組みが欠かせない。

このため、全国における制度化の検討に際して指摘された問題点を踏まえて、市町の負担軽減を図り、市町の理解が得られる制度となるよう県・市町の綿密な協議の下で合意形成を図る必要がある。

3 制度の対象

(1) 住宅再建共済制度の基本的な考え方

【今までの検討状況】

住宅再建共済制度は、

- ① 被災による損失の補填ではなく、住宅の再建等を支援する仕組みであること、
- ② 住宅再建にかかる自らの努力（自助）、国の制度として検討されている公的支援（公助）と適切に組み合わせる、助け合いの精神に基づく「共助」の仕組みを構築するものであること、
- ③ 住宅所有者間の助け合いを基本として、リスクを共有する相互扶助の仕組みであること、

を基本に、

- ア いかなる自然災害も対象とする制度であること、
- イ 住宅所有者であれば誰もが加入できる低負担であること、
- ウ 住宅の自力再建の呼び水となる給付水準であること、

に配慮し、住宅所有者が、平常時から住宅再建支援に必要な資金を寄せ合う仕組みとして構築する。

この場合、制度の運営や負担のあり方等から、公的なバックアップを検討する必要がある。

(2) 対象災害

【今までの検討状況】

- ・ 自然災害の種類と規模の如何を問わず、全ての異常な自然現象を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による住宅被害を対象とする。

《参考》

被災者生活再建支援法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

地震保険に関する法律

(定義)

第二条第二項第二号

地震若しくは噴火又はこれらによる津波(以下「地震等」という。)を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害(政令で定めるものに限る。)を政令で定める金額によりてん補すること。

(3) 対象の建物

【今までの検討状況】

本制度の給付対象となる建物は、全ての私有住宅を基本とし、

ア 民間賃貸住宅も制度の給付対象とする。

ただし、従前入居者が住み慣れた地域に戻れるよう、制度上の配慮が必要である。

イ 公営住宅等の再建は、行政や公的な団体が、自らの責任において行うべきであり、本制度の対象にする必要はない。

ウ セカンドハウス等は、当該建物における個々の居住実態を把握することが困難であることから、加入者が居住実態があるとして申請する場合は、対象とする。

【今後さらに検討すべき事項】

- 従前入居者の、再建された民間賃貸住宅への再入居を図るための制度上の配慮の適否又は内容。

【主な意見】

- 阪神・淡路大震災の経験からすると、従前入居者が元の土地に戻れる制度上の配慮が必要
- 家主に従前入居者の優先入居を義務づけることは、家主の加入の阻害要因になる
- 従前入居者が元の地域に戻れる配慮は、家主の加入・未加入を問わず、別の対策を考える必要がある。共済制度をむやみに複雑にするだけではないか
- 給付により家賃の高騰を防ぎ、入居者の激減緩和にもつながるのではないか

(4) 対象世帯

【今までの検討状況】

- 全半壊の認定を受けた住宅について、被災者による再建・購入、又は、補修等住宅再建の態様により、対象世帯を決定する。
- 加入者が、再建・購入、補修しない場合は、相応な見舞金を給付する。
- 加入者と再建者等が異なり、両者間に相当な継承性（相続等）が認められる場合は給付できるものとし、その具体的なケースを想定し、ケース毎に支給の可否を検討する。

【今後さらに検討すべき事項】

- 「相当な継承性」が認められる様々な具体的なケースと、それぞれの支給の可否、また、その判断基準。
- 見舞金を給付する場合の支給要件と適切な支給水準。
- 再建場所を県内に限定することの適否。

【主な意見】

- 親が加入者で、子が再建した場合等の受給権の継承性について、予め想定できないケースは、個々のケース毎に不服申立機関として設置する第三者機関で検討すればどうか

4 納付と負担

(1) 共済給付金

【今までの検討状況】

- ・ 共済給付金額は、再建住宅の構造（木造・非木造）、面積等に関わらず、住宅一戸当たり定額とする。
- ・ 公的支援制度の支給金額も考慮し、総額として住宅の自力再建への呼び水となるような給付水準を確保すべきである。

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ 国において制度化が進められている居住安定支援制度による支援を含め、「自助」「共助」「公助」の三位一体の組み合わせにより機能する仕組みが必要である。

当調査会では、建築費用（1200万円）と居住関係経費（200万円限度）のうち、建築費用について「自助」「共助」の分担のあり方を、住宅の自力再建を促進する給付水準となるよう留意し、共済給付金額は、200万円から600万円の範囲でさらに検討する。

※ 建築費用（=1200万円）は、本制度が、再建する住宅の構造（木造・非木造）や面積を問わず、シビルミニマムとして定額を給付するものであることから、全国の住宅一戸当たり面積（100m²以上は100m²として平均71.7m²）及び国土交通省が示す誘導居住水準から試算した平均世帯人員当たりの居住面積（72.2m²）を参考に、標準的な再建築費用（16.6万円/m²）を乗じて標準費用として試算。

(2) 負担金

① 共済負担金

【今までの検討状況】

- ・ 共済負担金額は、住宅の構造（木造・非木造）や面積等を問わず、住宅一戸当たり定額とする。
- ・ 本制度が次なる災害に備えるための仕組みであることから、負担金は、単年度掛け捨て方式とし、各年度の余剰金を積み立て、次なる災害での給付金に充当する。

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ 住宅所有者誰もが加入できる負担水準とすることを基本に、負担金額を給付金額に応じた妥当な額となるよう検討する必要がある。

② 事務費負担金

【今までの検討状況】

- ・ 本制度が住宅所有者間の相互扶助の仕組みであることから、本来、加入者が事務費を負担すべきである。
しかしながら、住宅再建の公共性に鑑み、公費によりその一部を負担することを検討すべきである。
但し、事務費負担金は、共済負担金と経理を明確に区分し、加入者への説明責任が果たせるよう、所要の措置を講じる必要がある。

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ 事務費の総額、加入者の事務費負担額及び、事務費に充当するその他の財源。
- ・ 加入者の事務費負担については、共済給付金を合わせた加入者の負担総額が、加入意欲を阻害しない水準となるよう検討。(住宅一戸当たり 100円～500円／年間 の水準。)

(3) 共済給付金と共済負担金の関係

【今までの検討状況】

- ・ 一定の所与条件の下に、共済給付金と共済負担金をモデル試算すると、以下のとおりとなる。

【試算】

対象経費	建築費用 1200万円			
共済給付金額	200万円	300万円	400万円	600万円
給付水準	対象経費の 1/6	1/4	1/3	1/2
共済負担金額(年額)	2500円	3300円	4000円	5500円

(注) 共済負担金は、加入率が概ね 60% 以下と想定したものであり、加入率が上がれば、共済負担金額は、さらに軽減される。
(加入率 60% 以下であれば、共済負担金は一定額)

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ 当該制度は、県民の理解のもとに制度を構築する必要があることから、給付と負担についての県民の理解を得ながら、その金額を決定する必要がある。

5 公的バックアップ

(1) 仕組みのバックアップ

○ 大規模災害時の共済給付金の補填措置

【今までの検討状況】

- 制度の安定的運営のため、公的な関与は欠かせないことから、巨大災害時の公費による支援スキームを検討する必要がある。
- この場合、県からの直接貸付や金融機関からの借り入れに対する債務保証を検討する必要がある。

【今後さらに検討すべき事項】

- 大規模災害時の公的財政負担のあり方。
- 公的関与のスキームについて、具体的な枠組みづくり。
- 共済給付金総額の限度額設定の適否。

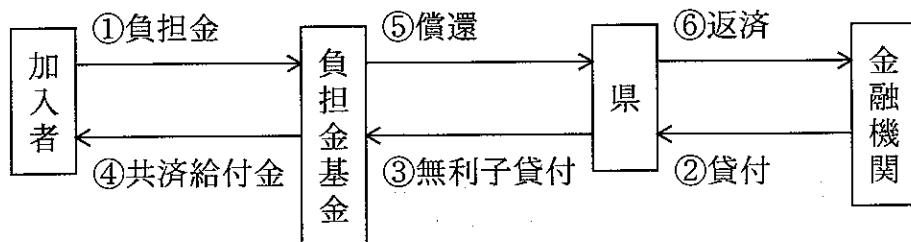
【主な意見】

- 巨大災害時の給付のための借り入れに対する債務保証が必要
- 予め、県や市町が基金として準備金を積み、巨大災害時に備える方法もある

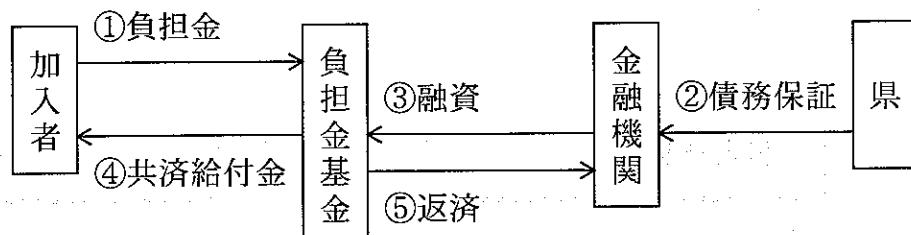
《参考》

【バックアップシステムの例】

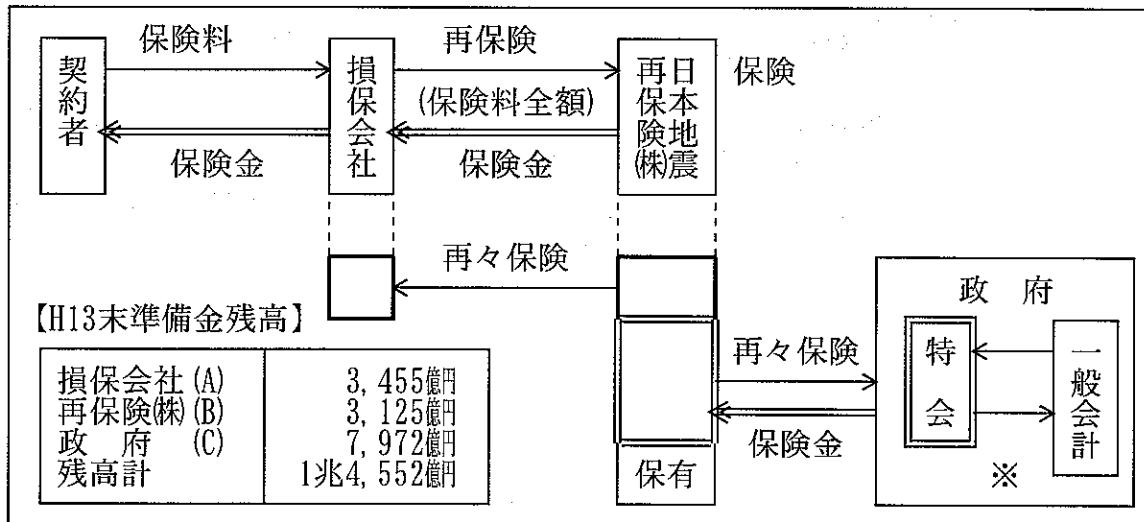
ア 県からの直接貸付



イ 金融機関からの融資による債務保証



【地震保険の公的関与】



※ 政府は、一般会計と区分して経理するための地震保険特別会計を設置。
再保険金の財源に充てるため、必要があるときは一般会計から特会に繰り入れ、繰入金は、後日、繰入金相当額に達するまで一般会計に繰り戻す。

(2) 事務費への支援

【今までの検討状況】

- ・ 住宅再建共済制度の持つ公益性の見地から、制度を維持・運営するための事務費への公費支援について、検討する必要がある。

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ 事務費への公費助成の妥当性と助成額。

【主な意見】

- ・ 住宅所有者、非所有者の公平性の観点から、事務費に公費を投入すべきではない
- ・ 加入者の負担軽減を図るため、一定程度の公費負担は許されるのではないか

(3) 共済給付金への支援

【今までの検討状況】

- ・ 住宅再建には、被災者の生活基盤の早期回復や被災地域の早期再生等の公益性があることに鑑みると、できる限り加入者の負担軽減を図る必要があることや、制度への加入のインセンティブにもなること、さらには、国の居住安定支援制度が、住宅の建築費用を対象としていないことを踏まえ、本制度では、共済給付金に対し、公費による助成を行うことを検討する必要がある。

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ 直接共済給付金への公費助成の妥当性と助成額。

【主な意見】

- ・ 国が建築費を対象としないなら、県で公費補助を行ってもよいのではないか
- ・ 公費助成することで、県民から信頼される制度となり、住宅所有者の加入のインセンティブにもなるのではないか
- ・ 共済給付金に公費を出すことは、全国制度化へのネックになるのではないか
- ・ 加入している人だけへの助成となるので、公平性の観点からは直接共済給付金を助成せずに、間接的に共済制度を維持・運営するために必要な支援を検討すべきである

6 制度への加入

【今までの検討状況】

- ・ 厳しい社会・経済情勢の下で、新たな負担を義務づけることや、助け合いの制度における加入の義務化は、県民の理解が得られないことから、任意加入とする。

7 加入等の手続

(1) 加入・負担金納入手続（平常時）

【今までの検討状況】

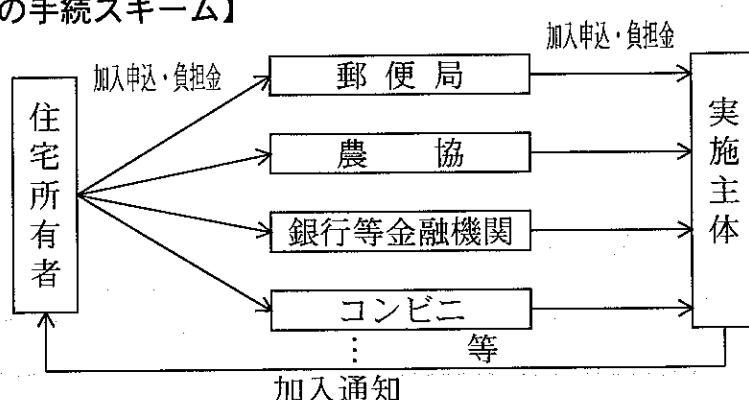
- ・ 郵便局、農協、銀行等金融機関やコンビニなど県民の身近な場所での加入申込みと負担金の納入、年払い・口座自動引き落としなど加入者の利便性を最大限に考慮し、平常時の事務量・事務費の軽減や費用対効果も勘案しつつ、加入方法、負担金納入方法を検討する。

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ 加入申込み、負担金の納入、加入通知、加入者・対象物件等の管理システム等具体的な運営実務。

《参考》

【平常時の手続スキーム】



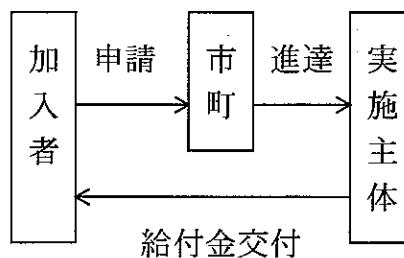
(2) 申請・給付手続（災害時）

【今までの検討状況】

- ・ 自然災害により被災し、本制度の給付対象となる加入者は、被災住宅の所在市町に対し、給付を申請する。
- ・ 当該市町は、申請者が給付要件に適合すると認めた場合は、本制度の実施主体に対し、その旨進達し、実施主体は、当該申請者に対し、直接給付金を交付する。

《参考》

【災害時の手続スキーム】



(3) 加入促進策

【今までの検討状況】

- ・ 住宅所有者の加入を促進するため、県・市町の持つ広報媒体を通じた広報やローン契約時の金融機関による勧奨、不動産業者による斡旋時の周知など、あらゆる機会を通じて制度の周知、勧奨を行う必要がある。
- ・ さらに、加入者による耐震補強への補助など、加入のインセンティブ策を検討する。

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ 具体的な周知・勧奨方法の検討。
- ・ 制度の普及と加入を促進する県民運動の展開。
- ・ 実現可能な加入のインセンティブ策の検討。
- ・ 給付を受けた後も脱退せずに加入し続けるルールの検討。

【主な意見】

- ・ プールされた負担金を耐震補強補助等に活用することが、インセンティブになるし、減災にもつながる
- ・ 県民が自ら制度を作り上げる仕組みとして制度を構築すれば、加入が確保できるのではないか
- ・ かつて、国に対し、災害保障制度の創設を求める署名を行った「県民会議」の手法を参考に、県民の理解を広げる方策を検討すればよいのではないか

8 実施主体

【今までの検討状況】

- ・ 県単独、県・市町共同、県民が参画する新たな実施主体等それぞれのメリット・デメリットを勘案して、実施主体のあり方について、さらに検討する。なお、制度の運営にあたっては、民間のノウハウを活用する方策を検討する必要がある。

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ それぞれのメリット・デメリットを整理のうえ、適切な実施主体を選定。

【主な意見】

- ・ 制度の提唱者である県が実施主体になるべき
- ・ 県・市町共同して実施主体になることが、制度の周知・勧奨等効果的な制度運営ができるのではないか
- ・ 県民の参画と協働の理念に沿い、県民も加えた新たな実施主体を創設すべきではないか
- ・ 民間保険会社等の活用も視野に入れればよいのではないか

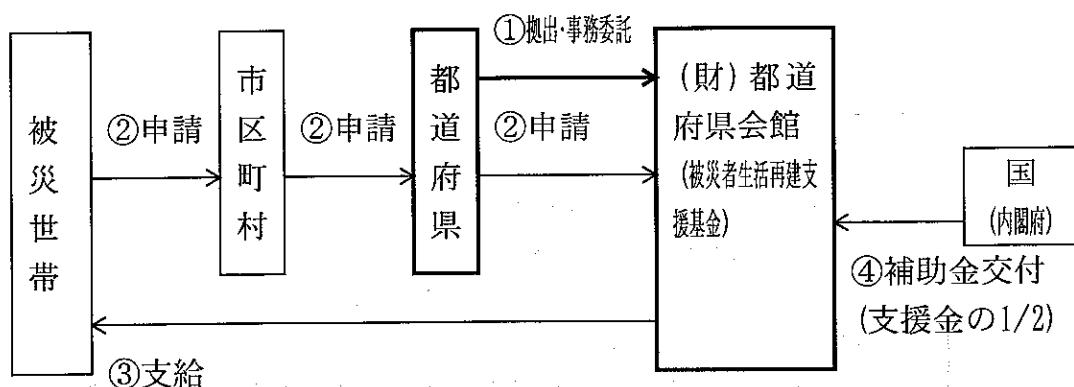
《参考》

【被災者生活再建支援法のスキーム】

実施主体（第3条）：都道府県

運営主体（第4条）：（財）都道府県会館（被災者生活再建支援基金）に委託

制度根拠：被災者生活再建支援法



9 行政の役割

(1) 県・市町等の役割分担

【今までの検討状況】

- ・ 県と市町等がそれぞれに担う事務については、以下の区分が考えられるが、引き続き、県・市町間で協議する必要がある。

区分	実施主体	県	市町
平常時	<ul style="list-style-type: none">・加入管理・負担金管理・全体広報	<ul style="list-style-type: none">・制度の周知・加入勧奨	<ul style="list-style-type: none">・制度の周知・加入勧奨
災害時	<ul style="list-style-type: none">・要件審査・給付事務	<ul style="list-style-type: none">・大規模災害時の債務保証・給付金請求手続き等の周知	<ul style="list-style-type: none">・被害認定・各種証明・給付申請受付・要件審査 (窓口業務)・給付進達

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ 具体的な事務量、事務費の算定及び、県と市町間の役割分担の具体的な内容。

(2) 条例の制定

【今までの検討状況】

- ・ 県民が安心して加入できる公的な共済制度として、実施主体をはじめ、制度の内容及び運営方法等にかかる基本的事項については、条例により定める必要がある。

【今後さらに検討すべき事項】

- ・ 県・市町の役割分担を踏まえた条例のあり方。

(3) 不服申し立て機関の設置

【今までの検討状況】

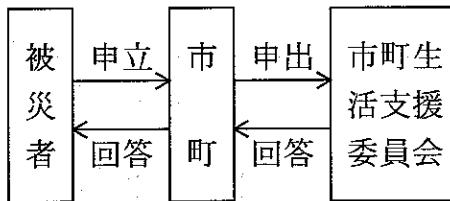
- 復興基金により実施した、被災者自立支援金制度における不服申し立ての仕組み等を参考に、加入者の不服申し立てに対応する機関を設置すべきである。

【今後さらに検討すべき事項】

- 第三者機関の設置形態、不服申し立ての処理スキーム。

《参考》

【被災者自立支援金にかかる不服申し立てのスキーム】



委員長：県副知事

委員：学識経験者、NPO/NGO、
各種団体代表、県・市町代表

役割：市町では解決困難な個別課題について、その解決方策等を協議（自立支援金に係る不服申し立ての処理等）